失踪宣告取消

平成２９年（家）第２５９４号

本籍大阪府堺市美原区阿弥212番地27、住所
神奈川県藤沢市藤沢１－８－16－202
申立人（失踪者）　出口　哲治
昭和49年１月22日生
平成30年５月12日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

平成２９年（へ）第４号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

神奈川県足柄上郡大井町柳115番地
申立人　川口　和子
権利の届出の終期　平成30年５月10日
平成30年５月15日　小田原簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　足柄上郡大井町柳字上屋敷添115番
宅地　894.88平方メートル
⑵登記年月日番号　横浜地方法務局西湘二宮支局
明治42年12月14日受付第3174号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治42年12月14日設定
借賃　第210号211号213号の土地を合併１年10円
支払期　毎年12月20日迄ただし５年分全部支払
存続期間　明治42年12月14日より明治47年12月13日５年
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　中郡南秦野村今泉59番地口号の１
山口彌三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１１７号

長崎県長崎市上浦町45番地２
債務者　株式会社エヌ・ワイコーポレーション
代表者代表取締役　貞方　真和
１　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　陽介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前10時30分
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６３６号

札幌市白石区北郷１条４丁目３番28号
債務者　ホルス・レジデンス株式会社
代表者代表取締役　本間　　力
１　決定年月日時　平成30年５月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平松　桂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５９９号

さいたま市桜区白鍬171番地６
債務者　株式会社青宏
代表者代表取締役　青木　盛男
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福村　武雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４３７号

名古屋市北区玄馬町125番地
債務者　有限会社柴田システム
代表者取締役　柴田　峰学
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水野　明美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２８号

山形県東置賜郡川西町大字高山1631番地の７
債務者　株式会社ダリアファーム
代表者代表取締役　佐藤枝都香
１　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神原　祐哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時30分
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第３２１号

神戸市須磨区白川台５丁目７番地の５ロイヤルコーポ306号
債務者　有限会社エルシープランニング
代表者取締役　足立　康成
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小田　祐資
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７４号

北海道帯広市西十六条南４丁目１番５号
債務者　宝新輸送株式会社
代表者代表取締役　吉川　善一
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩崎　優子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第２９３号

大阪府南河内郡太子町大字山田413番地の３
債務者　株式会社仲田産業
代表者代表取締役　田中　芳幸
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉崎　泰広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２９５号

大阪府南河内郡太子町大字山田413番地の３
債務者　有限会社倖シガレット・サービス
代表者代表取締役　田中　玲子
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉崎　泰広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１７号

長野県岡谷市山手町１丁目19番８号
債務者　シナノ企画株式会社
代表者代表取締役　成田　幸尋
１　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤森　頼継
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３０号

宮城県石巻市大街道北１丁目３番47号　エクセルハイム203号、前住所宮城県石巻市大街道北２丁目３番71号
債務者　本多　勝弘
１　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松浦健太郎
４　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後１時10分
６　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第６４号

青森市大字幸畑字松元37番地14　ドリームハウス101号
債務者　佐藤　勝男
１　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹本　真紀
４　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係